

## **[事案 29-164] 転換契約無効請求**

・平成 29 年 11 月 15 日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の不適切な説明により不利な契約に転換したことを理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 3 年 4 月に契約した個人年金保険について、平成 7 年 4 月に別の個人年金保険に転換したが、以下の理由により、転換を無効にし、保険料・年金の差額を支払ってほしい。

- (1) 募集人は、転換前契約の年金受取方法は終身年金型しかないと説明したが、実際は 10 年確定型も選択できた。
- (2) 募集人は、転換前契約の 10 年保証期間付終身年金型と、転換後契約の 10 年確定型との、異なる受取型の年金額を比較し、転換が有利であるかのような説明をした。

### **<保険会社の主張>**

転換から時間が経過しており、説明不十分などの募集人の不正行為があったと断定することはできないため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、保険会社より、転換の合理性が認められないことを考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。